

投光器 学習版

国労東海貨物協議会
2012年4月25日 No.8
発行責任者 鈴木 和巳

今回は「第二基本給」について学習しましょう。

毎月の給与明細の最上段に現在の等級・号俸が記載され、5月及び6月の給与明細には等級・号俸の横に「第二基本給」累計額と書かれています。ご存知ですか？この「第二基本給」ですが、若い世代の方は第二とは言え基本給と書いてあるため、支給されるものだと思っている方もいます。ところがこれが大きな曲者なのです。



じゃあ「第二基本給」って何？ 何の為にあるの？

まず、第二基本給が就業規則のどこに載っているかを調べると「賃金規定」ではなく、何と「退職手当規定」に載っています。「退職手当算定基礎給」のところを読むと、国鉄組とJR採用に分かれています。要は給与改定及び定期昇給で増加した金額の30%を累計したもののようです。更に55歳到達月の末日、又は満55歳未満の退職日における基本給月額から第二基本給を減じた額が退職手当算定基礎給となります。



例を挙げてみますと、高卒後60歳の定年まで働き、55歳到達月の基本給が37万円で第二基本給累計額が6万円の方の退職手当算定基礎給は、37万円－6万円＝31万円となります。この金額に退職手当支給率表にある60を乗じた金額、31万円×60＝1,860万円が退職手当になり、第二基本給があるため360万円減額となります。このように**第二基本給は退職手当抑制のために作られました。**

他のJR会社はどうなっているの？

JR東海に関しては人事・賃金制度の変更時に無くなり、退職手当はポイント制（在職ポイント×在職年数の合計）となっています。その他JR会社では第二基本給が残っていると思われます。

労働者に不利な制度は無くしていけないの？

国労は、この制度が出来てから一貫して制度の廃止を会社に求めています！しかしながら、貨物会社は現在交渉中の労働条件改善要求でも新たな原資を投入することに対し拒絶しています。前号で書きましたが、貨物会社は今後計画する新たな賃金制度でも別原資を投入せずに賃金カーブ全体で考えているようで、青年層に与える影響は今後更に大きくなる怖れがあります。自らの賃金や労働条件に関心を持って改善に向けていくことが重要です。



国労は労働条件改善に向けて努力していますが皆さんの所属する組合はどうですか？